

栃木県会計年度任用職員（事務補助員）募集要項

栃木県県土整備部烏山土木事務所では、会計年度任用職員（事務補助員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県県土整備部 烏山土木事務所 那須烏山市中央1丁目6-92 (南那須庁舎第1別館1階)	○事務補助 ・書類の数字の確認や検算 ・PCによる資料作成 ・電話・来客応対 ・環境整備（整理整頓、簡単な清掃） ・その他担当職員が指示する事務補助

2 勤務条件

- (1) 任期 令和7(2025)年1月20日から令和7(2025)年3月31日まで
なお、採用後、1か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。
1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日間に達するまで延長します。
また、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、任期満了後に再度採用されることがあります（最初の採用から最長で5年間）。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日まで（週30時間）
午前8時30分から午後3時30分まで
なお、午後0時から午後1時までは休憩時間です。
原則、時間外勤務はありません。
- (3) 休日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 給与
① 月額 125,496円（令和6(2024)年4月1日現在）
② 地域手当 4,392円 当方の規定により毎月支給
③ 通勤手当 当方の規程により、通勤手当を支給
なお、常勤職員の給与改定に準じて、報酬改定があります。
- (5) 有給休暇 年次有給休暇（任用期間が6か月以上の者）ほか
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）及び厚生年金保険に加入します。
なお、災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 職務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることとなります。

3 募集対象

次の(1)から(3)の全てを満たす人

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人（次のいずれにも該当しない人）
ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年間を経過しない人
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) パソコン操作（ワード、エクセル、メールソフト等）が可能な人
- (3) 積極的に業務に取り組む意欲のある人

4 受付期間

令和6年11月20日（水）から令和6年11月27日（水）まで

※応募者を一定数確保できた場合は受付期間前に募集を締め切る場合があります。

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて、個別に面接を行います。

- (1) 日 時 令和6年12月3日（火）13:30～順次
- (2) 場 所 栃木県庁南那須庁舎第1別館1階 小会議室

6 申込方法

以下の「**○問い合わせ先**」に次の書類を提出してください。令和6年11月27日（水）必着
持参する場合の受付時間は、受付期間中平日の午前9時から午後4時までです。

- (1) 履歴書（写真付）

※ 履歴書は市販のもので結構です。

提出された書類は返却しません。

なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますので、ご了承ください。

○問い合わせ先

〒321-0621 栃木県那須烏山市中央1丁目6-92（南那須庁舎第1別館1階）
栃木県烏山土木事務所 管理部総務課 TEL：0287-83-1321

7 結果の発表

選考結果については、面接後令和6年12月9日（月）までに電話でご連絡します。
連絡先は、面接時に確認します。

栃木県庁南那須庁舎案内図

